

東大阪市文化芸術振興条例

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

条例第 1 2 号

東大阪市は、河内平野の中心に位置し、金剛生駒紀泉国定公園に指定されている生駒山をはじめ、国の重要文化財である鴻池新田会所や、文化情報の拠点でもある司馬遼太郎記念館など、東大阪の魅力として全国に発信できる様々な文化的資源が存している。また、複数の大学が立地する学術のまちであるとともに、全国に知れるラグビーのまちであり、世界有数の製造技術を持つモノづくりのまちでもある。

これらの地域固有の魅力を活用した豊かな文化芸術を創造、発信していくためには、東大阪独自の文化的資源を把握するとともに、文化芸術を担う人材を育み、先人たちが培ってきた地域の伝統文化を次世代へと継承する必要がある。

また、市民一人ひとりが、多様でかけがえのない文化的な存在であり、文化芸術を享受し、文化芸術活動に参加し、文化芸術を創造することのできる権利が確立されなくてはならない。

ここに、文化芸術の振興を図り、誰もがゆとりやうるおいを感じ、いつまでも愛着を持って親しまれる「魅力と誇りある文化芸術のまち東大阪市」の実現をめざすことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、本市の文化芸術の振興に関し基本理念を定め、本市並びに市民（本市の区域内に通勤し、又は通学する者を含む。以下同じ。）及び事業者（本市の区域内において、公的であると私的であるとを問わず、及び営利であると非営利であるとを問わず事業を行うものをいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定め、その総合的な推進を図り、もって市民生活にゆとりやうるおいを育み、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の創造の主体である市民及び事業者（以下「市民等」という。）の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、誰もが文化芸術を享受し、文化芸術活動に参加し、及び文化芸術を創造することのできる権利が、文化的権利として確立されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、地域の特色を生かし、個性的で魅力あふれる地域文化を創造するとともに、人々が出会い、交流する、開放性、多様性及び国際性に富んだ都市文化を育み、都市としての個性を高めていかななければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動の担い手となる人材を発掘し、育成するとともに、その能力を十分に発揮することのできる環境を整えなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、地域の伝統文化が市民等の財産として生まれ、将来へ引き継がれるよう十分配慮されなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）及び市民等の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

（本市の役割）

第3条 本市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関し、市民等と連携し、施策を総合的に実施するものとする。

（市民の役割）

第4条 市民は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、文化芸術を創造する主体であり、かつ、これを享受する者であることを認識し、積極的に文化芸術活動を展開するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、その事業活動を通じて文化芸術を創造する主体であり、かつ、これを享受する者であることを認識し、積極的に文化芸術活動を展開するとともに、市民の文化芸術活動を支援する役割を果たすよう努めるものとする。

（基本方針）

第6条 市長は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本方針の策定に当たっては、あらかじめ、東大阪市文化芸術審議会の意見が反映されるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(財政上の措置)

第7条 本市は、文化芸術の振興に関し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(文化的環境の整備等)

第8条 本市は、地域固有の魅力を活用し、周辺と調和した美しいまちなみ景観の創出に努めるとともに、市民等がゆとりやうるおいを感じることのできる文化的環境の整備に努めるものとする。

2 本市は、文化芸術活動を行う者を体系的に把握し、市民等が文化芸術にふれることのできる環境づくりに努めるものとする。

3 本市は、市民等の文化芸術活動の場となる文化施設において、市民等と相互に連携し、その効果的な活用に努めるものとする。

(文化芸術活動における交流)

第9条 本市は、文化芸術の振興を図るため、文化芸術活動を行う者との協働に努めるものとする。

2 本市は、国内外の文化芸術との交流を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の収集、整備及び発信)

第10条 本市は、文化芸術に関する情報を収集及び整備し、市民等に発信するよう努めるものとする。

(人材の育成)

第11条 本市は、文化芸術活動の担い手となる人材の育成のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(子ども、高齢者、障害者、外国人等の文化芸術活動の充実)

第12条 本市は、子ども、高齢者、障害者、外国人等が行う文化芸術活動の充実を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第13条 本市は、文化芸術活動において顕著な成果を収めた者(顕著な成果を収めた団体を含む。)及び文化芸術の振興に寄与した者(文化芸術の振興に寄与した団体を含む。)の顕彰に努めるものとする。

(審議会の設置)

第14条 基本方針の策定及び変更その他文化芸術の振興に関する重要事項を調査及び審議するため、東大阪市文化芸術審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条の規定は、市長が規則で定める日から施行する。

2 平成20年3月13日に策定された東大阪市文化政策ビジョンは、第6条の規定により策定及び公表された基本方針とみなす。